

件名	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
内容	<p>【制定の概要】 関係条例について、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」に基づき、次のとおり改正する。</p> <p>職員の給与に関する条例（人事課） 〔期末手当〕第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号 〔勤勉手当〕第19条の4第1項及び第2項第1号 〔退職者の給与〕第21条第5項</p> <p>教育職員の給与に関する条例（教育委員会事務局義務教育課・高校教育課） 〔期末手当〕第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号 〔勤勉手当〕第19条の4第1項及び第2項第1号 〔退職者の給与〕第20条第5項</p> <p>技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（人事課） 〔期末手当〕第12条 〔勤勉手当〕第13条 〔退職手当〕第14条第2項第2号</p> <p>職員の旅費に関する条例（人事課） 〔旅費の支給〕第3条第3項</p> <p>愛媛県職員退職手当条例（人事課職員厚生室） 〔支給制限〕第12条第1項第2号</p> <p>愛媛県立自然公園条例（自然保護課） 〔指定認定機関〕第24条及び第28条</p> <p>愛媛県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（公営企業管理局総務課） 〔退職手当〕第16条第2項第2号</p> <p>愛媛県心身障害者扶養共済制度条例（障がい福祉課） 〔年金管理者〕第10条</p>
施行日	令和元年12月14日
【その他参考事項】	